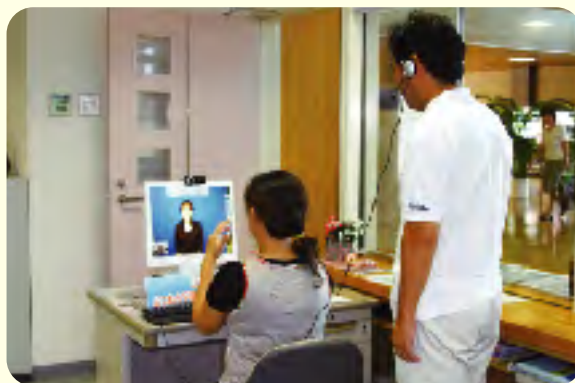


だれもが地域で安心して暮らせる社会へ

障害者に対する福祉施策は、ノーマライゼーションの理念に基づき平成15年度からの支援費制度、そして、障害者自立支援法の施行により平成18年度からは自立支援給付へと、少しずつではありますが充実されてきました。障害があることも一つの個性と捉え、だれでも自分が暮らしている地域社会で、安心して生活していくことが重要になってきています。

補助事業を活用して充実

最近、市内で開催される講演会や研修会などでは、小郡手話の会による手話通訳や、小郡要約筆記の会「たなばた」による要約筆記があたりまえのように見られます。聴力障害者には手話通訳が、中途失聴・難聴者には要約筆記が、日常生活をおくっていくうえで欠かせないものとなっていますが、これらはコミュニケーション支援事業という国・県の補助事業でまかなわれています。また、市役所の福祉課にいる手話通訳者には手話通訳者設置事業という補助事業があり、今年度から毎日2名体制へと1名増員しました。



聴力障害者が手話で話している内容を手話通訳者からヘッドセットで聞き取る社協職員。

福祉施策にはそれなりの費用が必要で、市町村単独で到底まかないきれない部分が多く、国や県の補助を受けながら取組みを進めていますが、今年度はさらに視覚障害者と聴力障害者を対象とした情報支援機器整備補助事業で100万円の補助金が交付されます。小郡市ではその半分を活用して、インターネットによる手話通訳事業を開始しました。

「おごおり手話ネットサービス」という名称で、福祉課の手話通訳者の前にウェブカメラを備え付けたパソコンを置き、現在のところ市立図書館カウンターおよびあすてらす内の市社会福祉協議会受付の2か所をつないでいます。今後は商店や病院、銀行などにも呼びかけ、聴力障害者が一人で行っても何でもできる地域社会の形成につなげていきたいと考えています。

なお、視覚障害者の情報支援機器整備には、市の広報などを音訳し希望する視覚障害者宅に配布している小郡テープの会が使用している録音機器（市立図書館内）の整備に活用します。

道路や建物の段差をなくしたりするハード面のバリアフリーから、障害があってもなくてもお互いを認め合い、同じ地域社会で暮らしていける心のバリアフリーに少しでも役立ってほしいものです。

問い合わせ先 福祉課社会福祉係 内線 442・446